

バリアフリー法の付加条例について

1 バリアフリー法の付加条例とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)では、地方公共団体が条例を定め、移動等円滑化基準に適合させなければならない建築物の用途や規模、必要な基準を付加することができる。(以下「付加条例」という。)

2 付加条例を制定している都道府県

- ・付加条例を制定している地方公共団体：13 都府県、6 区市 (H25 年 3 月末現在)
- ・13 都府県：岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

3 主な都府県の付加条例等

条例	埼玉県	東京都	神奈川県	京都府	大阪府	兵庫県
付加条例	高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	みんなのバリアフリー街づくり条例	福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例

(参考)

地方自治法に基づく自主条例、又は付加条例にならない自主条例部分	福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例	みんなのバリアフリー街づくり条例	福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例
自主条例等における届出制度	有り	有り(付加条例に該当するものは、自主条例の届出不要)	有り	有り	有り(付加条例に該当するものは、自主条例の届出不要)	有り(付加条例に該当するものは、自主条例の届出不要)
自主条例等の基準は遵守義務か、否か	遵守義務	遵守義務	遵守義務	遵守義務	努力義務	遵守義務
付加条例と本県人街条例との比較(届出対象となる用途、面積要件)	用途は、ほぼ同じ。付加条例では、一定規模以上の面積要件がある。 (例：物販店は200㎡以上)	用途は、ほぼ同じ。付加条例では、一定規模以上の面積要件がある。 (例：物販店は200㎡以上)	用途は、ほぼ同じ。付加条例では、一定規模以上の面積要件がある。 (例：物販店は500㎡以上)	用途は、ほぼ同じ。付加条例では、一定規模以上の面積要件がある。 (例：物販店は1000㎡以上)	用途は、ほぼ同じ。付加条例では、一定規模以上の面積要件がある。 (例：物販店は200㎡以上)	用途は、ほぼ同じ。付加条例では、一定規模以上の面積要件がある。 (例：物販店は100㎡以上)
付加条例の制定理由	—	・実効性をもたせるため。	・実効性をもたせるため	—	・実効性をもたせるため	・実効性をもたせるため

